

9. 救急・救助業務

救急業務は、昭和38年に法制化され、現在は高齢化の進展による人口構成の変化に伴い、需要は今後さらに増大する可能性があるため、消防行政の中でも重要なものとなっている。

また、救助業務については、昭和61年の消防法改正により救助隊が法的に位置付けられ、その業務範囲は火災、交通事故、自然災害や特殊な災害などにまで及んでいる。

1. 救急業務実施体制

平成30年4月1日現在、県内消防本部の救急隊数は217隊、救急車保有台数は263台（うち非常用47台）、救急隊員は3,524人（うち専任隊員は1,349人、兼任隊員は2,175人）である。

また、県内消防本部の救急救命士数は1,211人で、全ての消防本部で救急救命士による救急業務が実施されている。（第1表参照）

2. 救急業務実施状況

平成29年中の県内救急出場総件数は317,578件で、前年に比べ6,976件増加した。これを事故種別で見ると、急病199,690件（62.9%）、一般負傷45,980件（14.4%）、交通事故24,931件（7.9%）の順となる。

また、救急搬送人員は283,825人で、前年に比べ6,658人増加した。

これは、県内において約2分に1回の割合で救急車が出場し、県民を620万人とした場合、約22人に1人が救急車で搬送されたことになる。（第2表参照）

3. 救助業務実施体制

平成30年4月1日現在、県内市町村の救助隊総数は57隊（うち救助隊10隊、特別救助隊34隊、高度救助隊12隊、特別高度救助隊1隊）であり、救助工作車保有台数は53台である。

また、救助隊総隊員数は933人（うち救助隊員138人、特別救助隊員584人、高度救助隊員195人、特別高度救助隊員16人）である。（第6表、第6-2表参照）

4. 救助業務実施状況

平成29年中の県内救助活動総件数は2,552件で、前年に比べ109件増加した。これを事故種別で見ると、建物等による事故1027件（40.2%）、交通事故474件（18.6%）、火災239件（9.4%）の順となる。

また、救助人員は2,093人で、前年に比べ30人増加した。（第7表参照）